令和４年度第１回歯科口腔保健審議会(書面開催)

日時　令和４年８月２５日（木）～９月５日(月)

次　　第

１　議　　事

（１）さいたま市歯科口腔保健推進計画の進行管理について

①さいたま市の歯科口腔保健実施状況　資料１－１、資料１－２

②さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況（関係団体）　資料２

③さいたま市歯科口腔保健推進計画目標指標一覧　数値目標の推移　資料３

２　報　　告

（１）障害者（児）、要介護高齢者に対する歯科口腔保健について

①令和３年度口腔ケア研修会について　資料４

３　そ の 他

（１）　次期さいたま市歯科口腔保健推進計画の策定について　参考資料１

○さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例

平成24年12月27日

条例第93号

人にとって、歯と口腔は、食事や会話など生きていく上で基本的かつ重要な機能を担っており、歯と口腔の健康づくりは、適切な食習慣を確立し、いくつになっても元気に食べ、会話をすることができるような環境を整えることによって、生活習慣病の予防とともに、心身ともに健やかで豊かな生活につなげることができます。

歯科口腔保健は、妊娠期にある女性とその家族の理解と関心を深めることに始まり、乳幼児期から学齢期、成人期を経て高齢期に至るまでの、それぞれの時期における特性や健康状態等に応じた適切かつ継続的な施策の実施が必要となります。

市民一人ひとりが、家庭、学校、職場及び地域において歯科口腔保健に取り組むとともに、社会全体として歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、生涯にわたって明るく健康に暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第２条に規定する基本理念にのっとり、市が推進する歯科口腔保健に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者等、保健等業務従事者等、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健を推進するための施策の基本的な事項を定めること等により、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　歯科口腔保健　歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。

(2)　歯科医療等業務　歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務をいう。

(3)　歯科医療等業務従事者等　歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。

(4)　保健等業務従事者等　保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等業務に関連する分野に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。

(5)　事業者　労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。

(6)　8020運動　80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした歯科保健活動の推進のための取組をいう。

（基本理念）

第３条　歯科口腔保健の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

(1)　市民が、生涯にわたって日常生活において、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

(2)　乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

(3)　保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

（市の責務）

第４条　市は、前条の基本理念にのっとり、国及び埼玉県との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等との連携及び協力に努めるものとする。

３　市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の責務）

第５条　歯科医療等業務従事者等は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、保健等業務従事者等との緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

２　保健等業務従事者等は、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第３項に定めるもののほか、その使用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、その使用する労働者が定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。次条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めるものとする。

（市民の責務）

第７条　市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活におい

て自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（以下「歯科検診」という。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（施策の基本的な事項等）

第８条　市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

(1)　市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識の習得及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な事項

(2)　市民が定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な事項

(3)　乳幼児期における歯科疾患の早期発見及び早期治療並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るために必要な事項

(4)　学齢期における歯科疾患の予防及び早期発見並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るとともに、自らの健康状態の自覚を促すために必要な事項

(5)　妊娠中における歯科疾患の予防及び早期発見その他の母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るために必要な事項

(6)　高齢期における口腔機能の低下による誤嚥（えん）性肺炎、窒息事故等を防止するため、保健、医療及び社会福祉の関係者との連携による口腔機能の維持及び向上のために必要な事項

(7)　障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項

(8)　う蝕（しょく）予防のためのフッ化物の応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進及び個人間におけるう蝕罹（り）患の格差の是正を図るために必要な事項

(9)　主治の歯科医師等の機能を活用することにより、う蝕、歯周疾患、外傷その他の事由による歯の喪失を防止し、生涯にわたって口腔機能を維持するために必要な事項

(10)　歯科口腔保健を通じた児童虐待の早期発見に寄与するために必要な事項

(11)　歯科口腔保健の観点からの食育並びに糖尿病、循環器疾患その他の生活習慣病対策

及び喫煙による影響対策の推進に必要な事項

(12)　8020運動や歯と口の健康週間等を活用した、生涯にわたる歯科口腔保健についての関心と理解を深めるために必要な事項

(13)　市民に対する歯科口腔保健に関する相談業務等の実施並びに歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センター整備の検討その他の歯科口腔保健に関する施策の推進を図るための体制の整備に関し必要な事項

(14)　災害時における口腔内の衛生確保のための歯科検診、歯科保健指導等の応急的な措置の実施に関し必要な事項

(15)　前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要と認める事項

2　市長は、前項各号に掲げる事項を基本とする施策の策定に当たっては、市民、歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置等）

第９条　市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（歯科口腔保健審議会）

第10条　市長の諮問に応じ、歯科口腔保健の推進に関し調査審議するため、歯科口腔保健審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2　審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　歯科医療等業務従事者等

(3)　保健等業務従事者等

(4)　公募により募集した市民

(5)　市職員

3　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

4　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　第２項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6　臨時委員は、調査審議事項について、その都度必要と認められる者のうちから、市長が

委嘱し、又は任命する。

7　臨時委員の任期は、第３項の規定にかかわらず、当該特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

8　審議会は、第１項に定めるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要と認める重要な事項について、市長に建議することができる。

9　審議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

10　前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第11条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

○さいたま市歯科口腔保健審議会規則

平成25年３月11日

規則第９号

（趣旨）

第１条　この規則は、さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例（平成24年さいたま市条例第93号）第10条第10項の規定に基づき、歯科口腔保健審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第２条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第３条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審議会は、委員（臨時委員を置く調査審議事項を審議する会議にあっては、当該臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第４条　審議会は、必要があると認めたときは、関係のある者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（その他）

第５条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

歯科口腔保健審議会委員名簿

令和４年７月２０日現在

	所　　属	氏　名	備考
1	さいたま市歯科医師会　会長	つのだ　じょうじ 角田　丈治	
2	一般社団法人　浦和歯科医師会　副会長	きった　ひろずみ 橘田　博純	
3	一般社団法人　大宮歯科医師会　会長	まき　じゅんいち 巻　淳一	
4	一般社団法人　与野歯科医師会　会長	かねこ　ひさあき 金子　久章	
5	さいたま市４医師会連絡協議会 一般社団法人　大宮医師会　会長	まつもと　まさひこ 松本　雅彦	
6	一般社団法人　大宮医師会　理事 （大宮地域産業保健センター地域運営主幹）	たけいし　ようこ 武石　容子	
7	一般社団法人　さいたま市薬剤師会 副会長	こばやし　けんじゅ 小林　憲樹	
8	公益社団法人 埼玉県歯科衛生士会　会長	おおくぼ　きえこ 大久保　喜恵子	
9	明海大学　学長	やすい　としかず 安井　利一	
10	埼玉県立大学　教授	なめかわ　みちと 滑川　道人	
11	さくら草学園　園長	たかしま　すみこ 高島　寿美子	
12	社会福祉法人　さいたま市社会福祉協議会 在宅サービス課長	おおたに　あつこ 大谷　敦子	
13	市民公募委員	あいざわ 相澤　かおる	
14	市民公募委員	くろす　やすひろ 黒須　保博	
15	さいたま市保健所長	あおき　たつや 青木　龍哉	

（任期：令和３年７月１日～令和５年６月３０日）

資料1-1

さいたま市の歯科口腔保健実施状況

目　標 ： 生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	新型コロナウイルス感染症の影響	令和4年度予定	担当課	条例第8条
妊娠期（胎児期）	・妊娠中の口腔内環境の変化への対応 ・口腔衛生に関する知識の普及啓発 ・丈夫な歯を作るための食生活 妊娠中の口腔衛生状態の悪化を予防するとともに、児の健全な歯の形成を促進する。	①出産前教室における歯科保健指導の充実	出産前教室時、歯科衛生士による歯科保健指導の実施 回数・定員は、各区の実情に応じ設定	回数　受講者数 （実数）	60回　938人	36回　444人	53回668人	区の判断で中止または感染防止対策を講じ実施。	71回1356人	各区保健センター 地域保健支援課	(2)(5)
		②妊婦歯科健康診査の充実	指定歯科医療機関で個別受診	対象者数 受診者数 受診率			10,209人 2,384人 23.4%	特になし	実施	地域保健支援課	(2)(5)
	≪課題≫ ・受講状況は区によって異なるが、妊婦を対象にしているため、体調不良等による当日キャンセルがあり、予定者数に達しない区もある。 ≪対応≫ ・体調不良や仕事などで出産前教室の受講の機会を逃した妊婦に対して出産前教室以外の場においても、広報や他事業等を通して、口腔疾患の予防に対する意識と、それを実践する技術が向上するよう啓発を行っていく。 ・妊婦歯科健康診査の感染予防対策及び妊婦の利便性の向上を図るため、令和3年度から指定医療機関で実施する個別方式に変更した。									各区保健センター 地域保健支援課	
乳幼児期	・むし歯の予防（乳歯、永久歯） ・間食等に対する食生活指導 ・口腔機能の発達指導 ・歯口清掃の動機づけと確認 永久歯への正常な交換を促し、きれいな歯並びの形成につながるよう乳歯を健全な状態に保つとともに、健全な顎口腔機能の発育を促す。	③乳歯萌出前からのむし歯予防の充実 ※萌出：ほうしゅつ（歯が生えること）	平成21年度から、新生児・ハローエンゼル訪問時と0か月児健診票送付の際に、むし歯予防のリーフレット配布	配布数	訪問時配布数9,695件 （新生児訪問6,680件 ハローエンゼル訪問3,015件） 10か月児健診票送付件数 10,746件	訪問時配布数9,269件 （新生児訪問5,760件 ハローエンゼル訪問3,509件） 10か月児健診票送付件数 10,596件	訪問時配布数9,322件 （新生児訪問6,303件ハローエンゼル訪問3,019件） 10か月児健診票送付件数 10,154件	特になし	実施	各区保健センター 地域保健支援課	(5)
		④1歳6か月児歯科健康診査の充実	指定歯科医療機関で個別受診	対象者数 受診者数 受診率	10,818人 9,288人 85.9%	10,867人 9,686人 89.1%	10,764人 9,265人 86.1%	特になし	実施	地域保健支援課	(2)
		⑤フッ化物塗布	平成18年度から、希望者に対し指定歯科医療機関にてフッ化物塗布を実施 令和3年度から、2回目のフッ化物塗布を廃止（令和3年度 のみ、経過措置として令和元年9月30日以前生まれの児は実施） 1回目：1歳6か月児歯科健康診査受診時 2回目：2歳6か月未満の児 （1回目塗布後、6か月間隔が目安）	フッ化物塗布者数 （1回目・2回目合計）	13,548人	13,507件	11,563人	特になし	1回目のみ実施	地域保健支援課	(8)
				フッ化物塗布実施率 （1回目のみを計上）	96.7%	97.1%	97.3%	特になし	実施	地域保健支援課	
		⑥3歳児歯科健康診査の充実	指定歯科医療機関で個別受診	対象者数 受診者数 受診率	11,471人 9,169人 79.9%	11,487人 9,480人 82.5%	11,518人 9,267人 80.5%	特になし	実施	地域保健支援課	(2)
		⑦幼児歯科健康診査事後指導の充実	1歳6か月児・3歳児歯科健康診査受診者のうち、むし歯のある児およびむし歯になりやすい生活習慣の児に対し、電話や手紙、来所相談にてフォローを実施	フォロー者数	1歳6か月児 1,051人 3歳児　909人	1歳6か月児 998人 3歳児　890人	1歳6か月児 924人 3歳児　749人	特になし	実施	各区保健センター 地域保健支援課	(3)
		⑧むし歯予防教室の充実 【保健センターで実施の教室】	おおむね1歳から1歳5か月児とその保護者に対し、歯科衛生士がむし歯予防の講話と実習を実施	回数　（参加組数）	171回　（1,373組）	119回 （母・父　676名） ※令和2年度は新型コロナウイルス感染防止対策として、保護者のみの参加を推奨していたため、組数ではなく母・父の実人数	105回 （母・父　547名） ※令和3年度は新型コロナウイルス感染防止対策として、保護者のみの参加を推奨していたため、組数ではなく母・父の実人数	区の判断で中止または感染防止対策を講じ実施。	216回（2,124組）	各区保健センター 地域保健支援課	(3)
		⑨むし歯予防教室（市立保育園）の充実	市立保育園において、園児とその保護者、保育士等に、 歯科保健指導を各区の実情に応じ実施	回数（参加者数）	123回　（4,465人）	24回（924人）	53回（1,998人）	区の判断で中止または感染防止対策を講じ実施。 ブラッシング実習・赤染めは10区統一で中止。	93回	各区保健センター 地域保健支援課	(3)
		⑩地区むし歯予防教室の実施	児童センター・公民館・幼稚園等、各施設へ職員（歯科衛生士）を派遣	回数	95回	31回	55回（1,696人）		実施	各区保健センター 地域保健支援課	(3)

さいたま市の歯科口腔保健実施状況

目　標 ： 生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	新型コロナウイルス感染症の影響	令和4年度予定	担当課	条例第8条
乳幼児期	・むし歯の予防（乳歯、永久歯） ・間食等に対する食生活指導 ・口腔機能の発達指導 ・歯口清掃の動機づけと確認 永久歯への正常な交換を促し、きれいな歯並びの形成につながるよう乳歯を健全な状態に保つとともに、健全な顎口腔機能の発育を促す。	⑪乳幼児施設従事者歯科講習会の充実 （保育園等職員歯科研修会）	保育園・幼稚園等職員を対象に歯科に関する講義と実習を実施	回数　受講者数	2回　83人 （市立保育園52園、私立保育園28園、私立幼稚園2園、児童相談所1施設）	0回0人	0回0人	感染拡大防止のため実施せず。	実施	地域保健支援課	（13）
		⑫育児相談（乳児期・幼児期）の充実	身体計測とともに育児、栄養、歯科等に関する相談指導を実施	相談者数	848人	462人	393人	区の判断で中止または感染防止対策を講じ実施。	実施	各区保健センター 地域保健支援課	（3）
		⑬離乳食教室の充実	4～5か月の乳児を持つ保護者に対し、管理栄養士と歯科衛生士が栄養、歯科に関する講義を実施	回数　受講者数 （母親の参加者数）	121回　2,614人	100回　969人	120回　1,532人	区の判断で中止または感染防止対策を講じ実施。	228回（2964人）	各区保健センター 地域保健支援課	（3）
		⑭健康相談・電話相談	各区保健センターで個別歯科相談・電話相談を実施	相談者数	所内相談　1,111人 （妊婦23人・産婦47人・ その他67人の相談を含む） 電話相談　146人 （妊婦2人、学童4人、その他6人の相談を含む）	所内相談　845人 （妊婦23人・産婦47人・その他148人の相談を含む） 電話相談　256人 （妊婦3人、学童8人、その他21人の相談を含む）	所内相談　803人 （妊婦18人・産婦55人・その他144人の相談を含む） 電話相談　260人 （妊婦3人、産婦1人、その他43人の相談を含む）	特になし	実施	各区保健センター 地域保健支援課	（1）
	≪課題≫ ・幼児歯科健康診査をとおして、むし歯の早期発見及び適切な保健指導につなげるため、受診率を向上させる必要がある。 ・むし歯予防の意識の低い保護者に教室参加をしてもらえるような工夫が必要である。 ・むし歯予防教室や保育園等の教育において、感染症予防により歯みがき実習を中止しているため、歯みがき方法の普及啓発に工夫が必要である。 ・フッ化物配合歯磨剤の普及等により3歳児のむし歯有病者率は年々低下しており、フッ化物塗布（2回目）は一定の役割を果たしたと考えられる。 ≪対応≫ ・幼児歯科健康診査の周知を図るため、予防接種書類及び乳幼児健康診査書類の送付時に幼児歯科健診の受診を促すチラシを同封するなど積極的にPRを実施した。また、1歳6か月児及び3歳児歯科健康診査の受診可能期間中に、未受診者へ受診勧奨を行った。 ・幼児歯科健康診査書類に、実施医療機関一覧に掲載されていない医療機関では市の歯科健診を受診できない旨を記載し、実施医療機関での受診を促した。 ・地区むし歯予防教室等を活用し低年齢からのむし歯予防の必要性を啓発した。 ・むし歯予防の意識を高めてもらうため、出産前教室、離乳食教室、育児相談等でむし歯予防教室への参加を促している。 ・地域におけるむし歯危険因子は変化するため、1歳6か月児歯科健康診査の問診項目の回答結果や健診結果等の分析から、むし歯発生に及ぼす影響の強さを定期的に見直していく。 ・歯のケアを始める早い段階で教室に参加できるように、保健センターのむし歯予防教室の対象年齢を、各区の実情に応じて引き下げた。 ・乳幼児の口腔ケアに関する動画を2種作成し、ホームページで公開している。ポスターや市報、ハローエンゼル訪問や、10か月児健康診査等の配付資料に、二次元コードを掲載し周知を行っている。 ・3歳～5歳児向けの歯みがき方法等のポスターを作成し、ホームページで公開した。市内540施設(保育施設、幼稚園、一時保護所、療育センター等)にデータ提供し、各施設での印刷・活用を促した。 ・令和3年度から、フッ化物塗布（2回目）を廃止し、フッ化物塗布（1回目）の受診者費用負担額を有料から全対象無料にした。								地域保健支援課 各区保健センター	
学齢期	・むし歯の予防とﾌﾞﾗｯｼﾝｸﾞの習慣化 ・歯周疾患の予防 ・セルフケアの動機づけ 生涯にわたる歯の健康づくりの基礎をなす重要な時期であり、自分自身でむし歯や歯周疾患予防等の歯の健康管理を行う能力（習慣化行動）が身につくよう支援する。	⑮歯科健康診断の継続	小中学校においては年2回歯科健康診断を実施 高等学校においては、年1回歯科健康診断を実施	実施	継続	継続	継続	特になし	継続	健康教育課	（2）
		⑯8020歯の健康教室の継続	市立小学校の1～3年生とその保護者を対象として、歯科医師や歯科衛生士が学校を訪問し歯と口腔の健康づくりに関する指導を実施	実施校	34校	0校	35校	直接歯みがきをせず、マスクの外側でみがく練習を実施	34校	健康教育課	（4）
				人数	12,696人	0人	14,491人		12,000人		
		⑰歯科巡回指導の継続	市立小学校の4～6年生を対象として、健康教育課歯科衛生士と埼玉県歯科衛生士会の歯科衛生士が各校3年間に1回の割合で巡回訪問し、歯みがき指導等を実施	実施校	35校	0校	35校	緊急事態宣言や蔓延防止措置期間中は赤染めによる歯みがきは縮小	34校	健康教育課	（4）
				人数	4,039人	0人	3,450人		3,500人		
		⑱中学校歯の健康指導	希望のあった市立中学校に、歯科衛生士等が訪問し、歯科保健指導を実施	実施校	10校	0校	8校	緊急事態宣言や蔓延防止措置期間中は赤染めによる歯みがき実習を一部中止した	9校	健康教育課	（4）
				人数	1,364人	0人	1,040人	特になし	1,150人		
		⑲学校歯科保健コンクールの継続	埼玉県学校歯科保健コンクールの地区審査として継続 中央審査において多数の表彰校を輩出	表彰校（県）	34校	33校	32校	特になし	実施	健康教育課	（4）
	≪課題≫ ・新型コロナウイルス感染症発生前の事業に戻すことは難しいため、時代に合った歯科口腔保健のあり方を歯科医師会や歯科衛生士会と検討していく必要がある。 ≪対応≫ ・新型コロナウイルス感染症拡大予防に努めながら、可能な範囲で通常形態に戻して実施した。									健康教育課	

さいたま市の歯科口腔保健実施状況

目　標 ： 生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	新型コロナウイルス感染症の影響	令和4年度予定	担当課	条例第8条
成人期	・歯科衛生思想の普及啓発 ・歯周疾患予防 ・歯の喪失予防 生涯にわたる咀嚼機能が維持できるよう、むし歯や歯周疾患の予防、セルフチェックの定着を促進する。	⑳歯周病予防教室の充実	歯科医師による講義等及び歯科衛生士による実習 各区保健センターで年1回、計10回実施	受講者数	181人	66人	38人	区の判断で中止または感染防止対策を講じ実施。	147人	各区保健センター 地域保健支援課	(9)
		㉑成人歯科健康診査の充実	指定歯科医療機関で個別受診	受診者数	5,356人	4,222人	4,038人	特になし	実施	地域保健支援課	(2)
		㉒成人歯科健康相談の充実	各区保健センターで個別歯科相談を実施 （電話による相談も含む）	相談者数	142人	63人	52人	特になし	実施	各区保健センター 地域保健支援課	(9)
		㉓歯科保健教室の充実	保健センター主催の生活習慣病予防普及啓発事業等で歯科保健の講義を実施 （実習含む）	実施回数 （受講者数）	24回　435人	17回　230人	13回　95人	区の判断で中止または感染防止対策を講じ実施。	33回641人	各区保健センター 地域保健支援課	(11)
		㉔地区歯科保健教室の実施	公民館等、各施設へ職員（歯科衛生士）を派遣	実施回数　人数	5回　159人	5回　119人	3回　59人	区の判断で中止または感染防止対策を講じ実施。	実施	各区保健センター 地域保健支援課	(11)
	≪課題≫ ・若年層からの歯周疾患予防対策、セルフチェックとケアの定着化のために、教室の開催方法等の工夫が必要である。 ・生涯にわたる健康づくりの一環として、生活習慣病との関連や、介護予防の視点からも歯科保健は重要であり、各種事業等を通じて市民に普及啓発していく必要がある。 ・歯科健康診査について、根拠法令に基づく見直しが必要である。 ≪対応≫ ・歯周病予防教室は、ターゲットとしたい若年層が参加しやすい教室となるよう、対象を親子としたり、児の同席や託児を設けたり、他の運動教室と合同開催とする等の工夫をした。 ・メタボリックシンドローム予防等の生活習慣病予防普及啓発事業等の教室において、歯科保健の講義を実施した。 ・乳幼児の教育時等で保護者向けに歯周病についてのチラシを配布した。 ・健康増進法で定める歯周疾患検診の対象年齢の上限が70歳であるため、これに基づく成人歯科健康診査の対象年齢を令和3年度から75歳から70歳に引き下げた。									地域保健支援課 各区保健センター	
高齢期	・歯の喪失予防 ・咀嚼機能の維持 80歳になっても自分の歯を20本以上保有し、食を楽しめるよう歯の喪失の防止と咀嚼機能の維持を促進する。	㉕口腔機能健康診査	指定歯科医療機関で個別受診	受診者数	1,217人	916人	1,825人	特になし	実施	地域保健支援課	(6)
		㉖埼玉県後期高齢者医療歯科健康診査の充実	指定歯科医療機関で個別受診	受診者数	1060人	1,304人	1,693人	－	26,135人	年金医療課	(2)
		㉗歯周病予防教室の充実	成人期と同様 65歳以上は介護保険制度の地域支援事業としても実施あり							各区保健センター 地域保健支援課	(9)
		㉘成人歯科健康相談の充実								各区保健センター 地域保健支援課	(9)
		㉙－①口腔機能向上教室の充実	二次予防事業対象者に対して、口腔機能向上教室を各区で実施（～22年度1クール3回、23年度～1クール4回） 平成28年度で終了	延回数　実人数	―	―	―	―	―	いきいき長寿推進課	(6)
	・歯の喪失予防 ・咀嚼機能の維持 80歳になっても自分の歯を20本以上保有し、食を楽しめるよう歯の喪失の防止と咀嚼機能の維持を促進する。	㉙－②健口教室の充実	65歳以上の方を対象に、各区で1コース3回 （歯科衛生士、栄養士による高齢期の栄養・口腔機能について学ぶ）を年2コース実施。 （平成29年度は1コース3回・年3コース実施） （平成30・31年度は1コース4回・年2コース実施）	実施回数　実人数	80回　328人	20回 94人	30回　115人	コース数(2→1コース)を縮小、参加人数を制限し、感染予防対策を講じた上で実施	60回　200人	いきいき長寿推進課	(6)
		㉙－③健口づくり交流会	健口教室事業の一環として、歯科医師及び歯科衛生士、栄養士による高齢者の口腔機能向上のための摂食・嚥下機能等に関する講演及び参加者による交流会を開催することにより、高齢者の介護予防を推進する。	実施回数　実人数	2回　124人	0回	0回	事業の特性上、3密の回避等が困難であることから開催中止	2回　100人	いきいき長寿推進課	(6)
		㉚シニアユニバーシティ等の活用	60歳以上の方を対象に生涯学習のひとつとして「シニアユニバーシティ」を開校 そのカリキュラムの中に「歯と健康」の講座を設けている。	口腔関連講座数	6回	6回	6回	特になし	6回	高齢福祉課	(6)
		㉛老人福祉施設等職員向け歯科口腔ケア研修の実施	老人福祉施設等における口腔ケアの定着を図り、高齢者の歯と口腔の健康状態改善に資するため高齢者福祉施設の職員に向けて、歯科医師及び歯科衛生士による、基礎知識と実習を通じた技術習得を内容とした研修を実施する。	実施回数　参加人数	中止	1回	1回	集合研修ではなく、動画の配信による研修会とした。	令和4年度と同様に実施予定	健康増進課	(6)

さいたま市の歯科口腔保健実施状況

目　標 ： 生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	新型コロナウイルス感染症の影響	令和4年度予定	担当課	条例第8条
高齢期		㉜-①低栄養防止指導事業	低栄養が疑われる高齢者に対して、栄養と歯科口腔に関する複合的な保健指導を実施する。また、必要に応じて健口教室等への参加勧奨を実施。	参加人数		32人	25人	感染症予防対策を講じながら保健指導を実施した。	125人	年金医療課	(6)
		㉜-②通いの場等への歯科衛生士派遣事業	高齢者が体操などを行う通いの場等に歯科衛生士を派遣し、オーラルフレイル予防に関する啓発、必要に応じた受診勧奨などを実施。	実施圏域数（回数）		1圏域	14圏域	感染拡大時は通いの場の活動が自粛されることから、実施時期を慎重に判断し、実施内容も口腔体操指導時にはマスクを着用する等、感染予防策に留意。	18圏域	いきいき長寿推進課	(6)
	≪課題≫ ・口腔の健康を維持増進することは誤嚥性肺炎や認知症等の予防に寄与するため、身体の疾病予防のみではなく、口腔機能の維持・向上の重要性を啓発することが重要である。 ・健口教室は区によって申込み状況の差異が大きく、募集に苦慮している区がある。 ・口腔機能は80歳代に急激に低下する傾向があることから、より早期に口腔機能低下の予防対策を図る必要がある。 ≪対応≫ ・口腔機能の向上と介護予防の関連を市民に丁寧に周知することで、教室参加者数の向上が期待できると考えられる。 ・歯科健康診査の受診者への周知のために、実施医療機関でも健口教室の案内を配架する。 ・高齢期における口腔機能低下を早期に発見し予防することを目的に、口腔機能健康診査の対象年齢を令和3年度から71歳以上として拡充した。									年金医療課 高齢福祉課 いきいき長寿推進課 地域保健支援課 各区保健センター	
障害者等	・口腔管理状況の改善 ・誤嚥性肺炎の防止 ・障害者歯科保健サービス事業の基準化 障害者や寝たきり者等が、それぞれの状態に応じた適切な歯科医療サービスの提供を受けられるなど、歯科疾患の予防管理ができる体制の整備を促進する。	㉝訪問歯科健康診査	歯科医師会の協力のもと各区保健センターで、40歳以上の在宅療養中の方に対する歯科健康診査と歯科保健指導を実施	受診者数	1人	0人	2人	特になし	実施	地域保健支援課 各区保健センター	(7)
		㉞障害者施設歯科健診の充実	市内障害児・者施設でそれぞれ実施しているが、現状実施できていない施設もある。（把握施設数（235）	実施施設数	40	33	36	年に1回の実施を予定していたが、歯科医師の来所が困難になったため、実施出来なかった等。	69	障害支援課	(7)
		㉟特殊歯科保健サービス推進支援事業の実施	神経・筋疾患患者と介護者等対象の医療講演会を開催	受講者数	講演会1回　15人	実施なし	実施なし	特になし	講演会1回開催予定（オンライン開催）	疾病予防対策課	(7)(13)
			社会福祉施設職員等が、口腔・歯科保健に対し関心を深め、正しい知識を習得することにより施設利用者の呼吸器感染予防や摂食嚥下機能の改善が図られ、QOLが向上することを目的に講義と実習を実施	受講者数	実施なし	実施なし	実施なし	特になし	実施なし	障害者総合支援センター	(7)
			市内障害者(児)福祉施設等職員に対し、口腔ケアのスキルアップと口腔ケアの推進を目的とした研修会の実施	実施回数　参加人数	1回　26人	1回	1回	集合研修ではなく、動画の配信による研修会とした。	令和4年度と同様に実施予定	健康増進課	(7)
		㊱障害者歯科相談医制度の推進	埼玉県障害者歯科相談医制度の見直しによる主任相談医の設置 さいたま市歯科医師会と障害者歯科のスムーズな受診連携と安心感のあるメインテナンス体制の維持 さいたま市障害者歯科相談医ガイドブックの配布	実施	継続	継続	継続	特になし	継続	障害支援課 健康増進課	(7)
	≪課題≫ ・難病患者や障害者、寝たきり者等が歯科保健に関する情報やサービスを受けられる体制づくりが必要である。 ≪対応≫ 障害者(児)に対する口腔ケアに関する記事、Q&A集、口腔ケアに関する動画を市ホームページに掲載し、市民へ啓発を行った。									健康増進課 障害支援課 地域保健支援課 疾病予防対策課 各区保健センター	

さいたま市の歯科口腔保健実施状況

目　標 ： 生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	新型コロナウイルス感染症の影響	令和4年度予定	担当課	条例第8条
啓発事業	・市民の歯科保健に対する関心を深める ・効果的な啓発活動を行う	㊲啓発冊子の作成	・歯科口腔保健パンフレットを作成し、保健所や保健センター等を通じて配布 ・フレイル予防に関する啓発冊子内に、口腔機能向上に関する内容を掲載。各区役所、各地域包括支援センター等へ配架。 （令和2年度～）	作成状況	配布	配布	配布	配布	配布	健康増進課 いきいき長寿推進課	(1)
		㊳歯と口の健康週間実施事業の充実 （平成23年度まで「歯の衛生週間」）	歯・口の健康に関する図画・ポスター展等を実施	実施状況	市内公共施設にて、表彰式、展示を開催	中止	審査会のみ実施し、表彰式及び展示は中止	感染拡大防止のため表彰式及び展示を中止	実施	健康教育課	(1)(12)
			歯と口の健康週間関連事業の実施	実施状況	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	特になし	実施	地域保健支援課 各区保健センター	
		㊴各種イベント等における啓発の充実	各区の健康まつりや区民まつり等で歯科保健に関する啓発を実施	実施状況	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	区の判断で中止または感染防止対策を講じ実施。	各区でのイベント実施	地域保健支援課 各区保健センター	(1)
		㊵市報、ホームページの活用	市報やホームページに記事の掲載 食育・健康なびへの掲載	実施状況	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	特になし	実施	地域保健支援課 健康増進課	(1)
	≪課題≫ ・市民に様々な媒体を通じて歯科保健に関する情報提供を行う必要がある。 ≪対応≫ ・市ホームページ、食育・健康なび、広報等により、歯科健診や歯と口の健康週間の周知、歯の健康についての啓発、歯科健康診査の受診状況や口腔がん、誤嚥性肺炎予防に関する情報を掲載した。									健康増進課 いきいき長寿推進課 地域保健支援課 各区保健センター 健康教育課	
人材の確保	・質の高い歯科保健サービスの提供	㊶歯科医師の配置	保健所及び健康増進課に非常勤歯科医師を配置	医師数	2人	2人	2人	特になし		健康増進課 地域保健支援課 健康教育課	(15)
	・きめこまかい歯科保健サービスの提供	㊷歯科衛生士の配置	保健所及び各区保健センター・健康教育課・健康増進課に配置	歯科衛生士数	13人	13人	13人	特になし			(15)
	≪課題≫ ・各所属の歯科衛生士が連携し、市内の歯科保健状況を的確に把握することが必要である。 ・歯科保健の専門性を強化し、地域の歯科医師との連携が必要である。									健康増進課 地域保健支援課 健康教育課	

さいたま市における歯科口腔保健の推進に関する施策の体系図と歯科口腔保健の主な取組

資料1-2

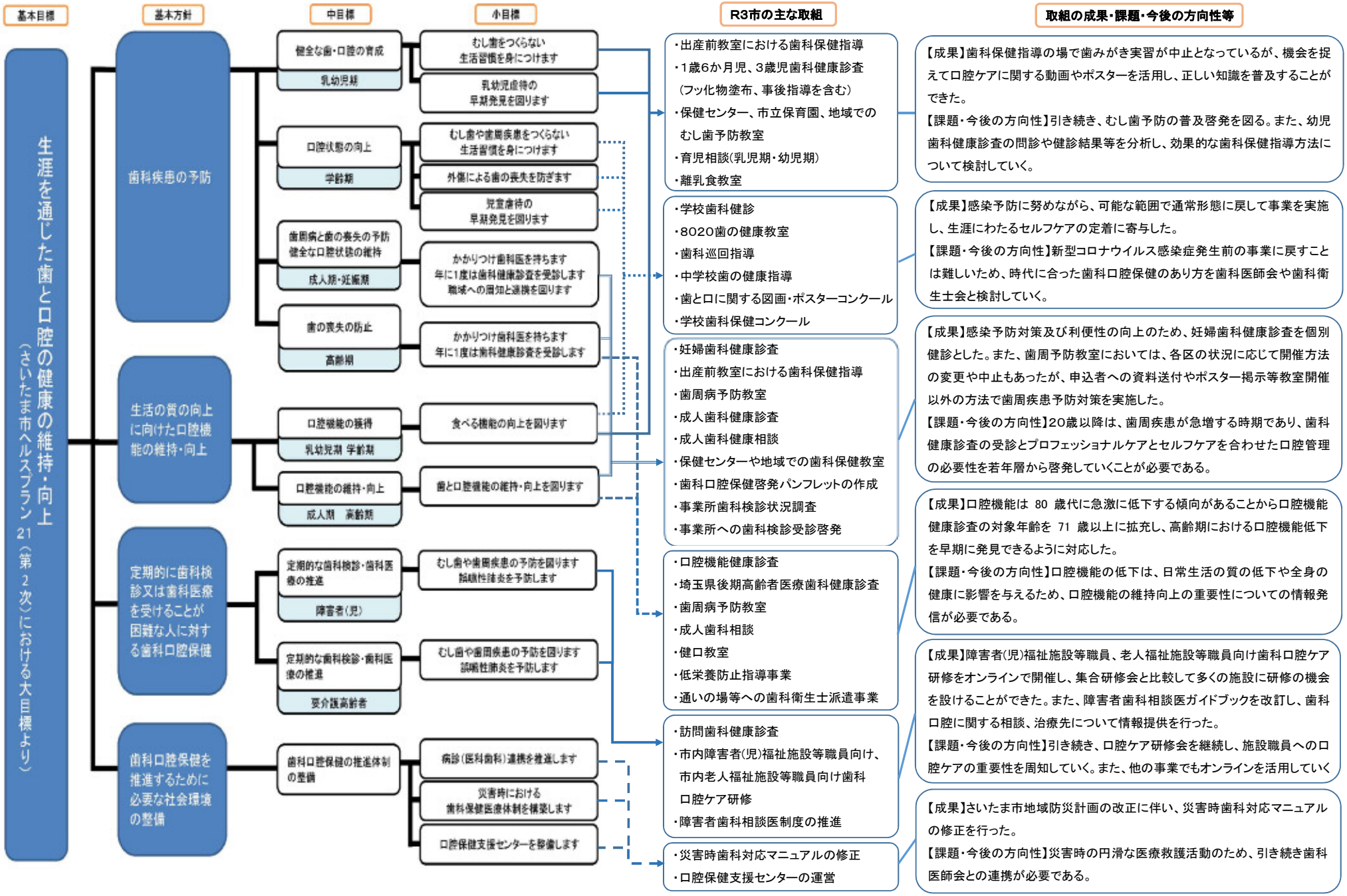

資料2

令和3年度さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況 （関係団体:さいたま市歯科医師会）

目　標 ： 生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフステージ	事業名	事業概要	対象者	実施日回数等	受診(講)者数	新型コロナウイルス感染症の影響	関係機関
乳幼児期	1歳6か月児、3歳児健診事業	1歳6か月児、3歳児に対する歯科健診と保健指導	1歳6か月児、3歳児	各歯科医院(歯科医師会会員) 通年	1.6歳:9,265人 3歳:9,267人		浦和歯科医師会 さいたま市 与野歯科医師会 さいたま市 大宮歯科医師会 さいたま市
	市立保育園歯科検診	市立保育園での歯科健診および講話等	保育園児と保護者	年1回			浦和歯科医師会 さいたま市 与野歯科医師会 さいたま市 大宮歯科医師会 さいたま市
学齢期	歯・口の健康に関する図画ポスターコンクール展示・表彰式	さいたま市内児童・生徒のポスターのうち入賞作品を展示、表彰を行う。	さいたま市内小中学校児童生徒			中止	さいたま市
	歯・口に関する図画ポスターコンクール	浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内児童・生徒のポスターを募集、表彰	浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内小・中学校児童生徒	4月～1月(実施期間)	351名		浦和歯科医師会 さいたま市
		中央区内小・中学校児童・生徒のポスターを募集	中央区内小・中学校児童・生徒	6月17日		提出のない学校もあった。	与野歯科医師会 さいたま市
	歯・口に関する標語コンクール	標語作品を募集	中学校児童生徒	4月～1月(実施期間)	75名		浦和歯科医師会
		中央区内小・中学校より各校1点の標語作品を募集	中央区内小・中学校児童・生徒	6月17日		提出のない学校もあった。	与野歯科医師会
	8020歯の健康教室学級単位指導	希望のあった浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区の小・中学校に対して、歯科保健指導を行う	中学校児童生徒	17校		埼玉県歯科衛生士会 さいたま市教育委員会	浦和歯科医師会 さいたま市
		中央区内小学校において実習を通して口腔内の健康の維持・増進には本人の努力が必要であることを理解してもらう	中央区内小学校児童			該当なし	与野歯科医師会 さいたま市
		小学校における歯科保健に関する講話	児童・教職員・父兄	見沼・海老沼・植水・七里			大宮歯科医師会 さいたま市
	8020歯の健康教室	中央区内小学校における歯科指導	中央区内小学校児童	上落合小学校12/1 与野八幡小学校7/8			与野歯科医師会 さいたま市
		小学校における歯科保健に関する講話	児童・教職員・父兄	春野・三橋・大成・つばさ・日進・春岡・指扇・大砂土東・蓮沼・大谷・植竹・東大成・東宮下			大宮歯科医師会 さいたま市
	学校歯科健診	小・中学校における歯科健診	市立の小・中学校の児童生徒				浦和歯科医師会 さいたま市
		中央区内小・中学校における歯科健診	中央区内市立小・中学校児童・生徒	中央区の小・中学校			与野歯科医師会 さいたま市
		小・中学校における歯科健診	市立の小・中学校の児童生徒				大宮歯科医師会 さいたま市
	学校保健委員会	学校保健委員会での歯科保健	教職員、父兄	年1回			大宮歯科医師会 さいたま市
成人期	妊婦歯科健診事業	妊婦に対する歯科健診と保健指導	妊娠16週～32週の体調の良い方	各歯科医院(歯科医師会会員) 通年	2,384人		浦和歯科医師会 さいたま市 与野歯科医師会 さいたま市 大宮歯科医師会 さいたま市
	成人歯科健診事業	歯科健診と保健指導	40歳～70歳	各歯科医院(歯科医師会会員)	4,038人		浦和歯科医師会 さいたま市 与野歯科医師会 さいたま市 大宮歯科医師会 さいたま市
	歯周病予防教室	桜区・浦和区・岩槻区・南区・緑区それぞれがサブタイトルを考え、講習会を行う	浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内の成人	桜区保健センターのみ1回	11人	浦和区、南区、緑区、岩槻区保健センターは中止	浦和歯科医師会 さいたま市区
		歯周病予防に関する講話、口腔チェック	市民	西区、見沼区保健センター各1回	西区保健センター7人 見沼区保健センター　9人	北区、大宮区保健センターは中止	大宮歯科医師会 さいたま市
	市民のための健康教室	口腔の健康に関する講話	市民	2月24日	10名		大宮歯科医師会

ライフステージ	事業名	事業概要	対象者	実施日回数等	受診(講)者数	新型コロナウイルス感染症の影響	関係機関
高齢期	口腔機能健診事業	口腔機能健診と保健指導	71歳以上	各歯科医院(歯科医師会会員)	1,825人		浦和歯科医師会 さいたま市
							与野歯科医師会 さいたま市
							大宮歯科医師会 さいたま市
	口腔機能向上フォローアップ教室	口腔機能向上教室受講者のフォローアップを行う事業	口腔機能向上教室受講者	4区8回	延べ39名	北区・岩槻区は中止	さいたま市歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	健口づくり交流会	高齢者の口腔機能向上のための摂食・嚥下機能に係る講演や参加者同士の学びあいの機会となる交流会	さいたま市健口教室参加者、さいたま市65歳以上で講演に関心のある方	2回		中止	さいたま市歯科医師会 さいたま市
	8020よい歯のコンクール	8020達成者を対象に審査会を開催し、選出された優良者は県歯科医師会へ推薦 会員診療所より8020達成者の推進者を募り、審査会を開催、参加者を表彰、選出された 優良者は県歯科医師会へ推薦	80歳以上で20本以上の歯を有する方		30名		浦和歯科医師会
		・会員診療所8020達成者の推薦を募り、対象者に表彰状、記念品贈呈 ・「きりしき」の入所者で8020達成者の推薦を募り表彰	80歳以上で20本以上の歯を有する市民			例年は推薦者に来会してもらい審査会を開催していたが、推薦者は集めず推薦書から1名を埼玉県歯科医師会へ推薦し、その他の推薦者へは表彰状、記念品を渡すのみとなった。	与野歯科医師会
		対象者の表彰	市民			表彰式は実施せず	大宮歯科医師会
	口腔ケア　特別養護老人ホーム「きりしき」	口腔ケア及び歯科検診	施設入所者	年10回		1、2月は中止した。	与野歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	包括医療およびケア実践のための多職種連携協議	多職種と連携し、地域包括ケアシステムを推進する	歯科医師・歯科衛生士・関連職種	9月13日			大宮歯科医師会
障害者等	歯科指導 「さくら草学園」、「療育センターさくら草」	歯科健診と保健指導	各施設入所者	2か所	19名		浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	歯科指導　「第1やまぶき」	歯科健診と保健指導、歯ブラシ指導、歯石除去、フッ素塗布	各施設入所者	地域保健部員である、さとう歯科医院に来院してもらい実施	4名		浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	歯科健診「つばさ作業所(本部・分場)」	歯科健診	各施設通所者	11月4日、11月11日		防護衣・フェイスシールド等の備品は与野歯科医師会負担となった	与野歯科医師会
	口腔ケア及び歯科健診 「かやの木作業所」、「みずき園」、「杉の子園」	口腔ケア及び歯科健診	各施設入所者	9月2日、9月9日、9月30日		一部口腔ケアは未実施 防護衣・フェイスシールド等の備品は与野歯科医師会負担となった	与野歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	要介護高齢者および障害者の口腔ケア	障害者の訪問ケア・社会福祉事業団施設およびひまわり学園における口腔の健康に関する講話とフッ化物応用	要介護高齢者・障がい児者	10月28日、11月17日、12月9日			大宮歯科医師会 さいたま市社会福祉事業団 さいたま市(ひまわり学園)
	障害児者における摂食訓練と口腔ケア研修	関連職種のスキルアップをはかり、口腔保健センターと連携し、障がい児者および要介護高齢者の口腔ケアや摂食機能訓練に関する研修	障害者歯科相談医・歯科衛生士・関連職種	3月13日			大宮歯科医師会 埼玉県歯科医師会 口腔保健センター 埼玉県歯科衛生士会
啓発事業	区民まつりへの参画	区民まつりでの歯科医師会ブースにおいて、口腔機能検査をおこない口の健康に対する市民の啓発	区民まつりへの来場者	2か所		中止	浦和歯科医師会 さいたま市
		区民まつりに参画し、歯科保健の大切さを周知	市民	実施せず			大宮歯科医師会 さいたま市
	オーラルフレイル予防事業	歯科医療が高齢者の健康寿命の延伸につながるというテーマに沿った講演会を録画、WEB公開し市民へ啓発	浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内の市民、高齢者介護施設入所者等	3月～4月WEB配信			浦和歯科医師会
	市民フォーラム	講師を招き、一般市民向けに歯科に関連する講演を実施	一般市民			中止	与野歯科医師会
	食育・予防歯科の啓発パネル展	歯と口の健康に関するポスターを通してその大切さを理解してもらう	児童生徒・市民	3月4日～3月6日			大宮歯科医師会 さいたま市歯科医師会
	歯と口の健康に関するポスター展(大宮)	歯と口の健康に関するポスターを通してその大切さを理解してもらう	児童生徒・市民	6月4日～6月6日			大宮歯科医会 市内保育園幼稚園小中学校

令和3年度さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況 （関係団体:埼玉県歯科衛生士会）

目　標 ： 生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフステージ	事業名	事業概要	対象者	実施日回数等	受診(講)者数	新型コロナウイルス感染症の影響	関係機関
乳幼児期	しらかば・大宮なみき幼稚園	歯科保健指導	幼稚園児	2回	320人		幼稚園
	白百合・大和田幼稚園	歯科保健指導	幼稚園児	2回	176人		幼稚園
	大宮幼稚園	歯科保健指導	幼稚園児	1回	140人		幼稚園
学齢期	中学校・特別支援学級	学校歯科保健指導主催事業	児童・生徒	2回	52人	実施回数減少・中止	学校
	小学校・中学校	学校歯科保健指導協力事業	児童:生徒	67回	13,112人	実施回数減少・中止	さいたま市教育委員会
成人期	なし						
高齢期	さいたま市健口教室　10区	口腔ケア教・口腔体操室	高齢者	30回	309人	実施回数減少・中止	さいたま市
	低栄養防止口腔指導事業	口腔機能低下予防	高齢者	62回	37人	実施回数減少・中止	さいたま市
	通いの場	口腔体操	高齢者	14回	180人	実施回数減少・中止	さいたま市
	特別養護老人施設　きりしき	口腔ケア及び健診	高齢者	11回	379人		与野歯科医師会
	通所介護施設ひだまり	口腔体操	高齢者	24回	152人		ひだまり介護支援センター
	口腔ケア研修会(ビデオ作成)	口腔ケア用ビデオ媒体作成	高齢者	—	—		さいたま市
障害者等	みずき園・杉の子園	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	2回	21人	実施回数減少	与野歯科医師会
	かやの木作業所	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	1回	19人	実施回数減少	与野歯科医師会
	療育センターさくら草・さくら草学園	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	2回	20人	実施回数減少	浦和歯科医師会
	春里どんぐりの家	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	3回	47人		(社福)埼玉聴覚障碍者福祉会
	総合療育センターひまわり学園	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	28回	118人	実施回数減少	大宮歯科医師会
	春光園　(うえみず)	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	1回	11人		大宮歯科医師会
	口腔ケア研修会(ビデオ作成)	口腔ケア用ビデオ媒体作成	心身障がい児(者)	—	—		さいたま市
啓発事業	県民フォーラム	歯科衛生の普及啓発事業	県民	1回	76人		埼玉県歯科衛生士会

令和3年度さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況 （関係団体:さいたま市社会福祉事業団）

目　標 ： 生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフステージ	事業名	事業概要	対象者	実施日回数等	受診(講)者数	新型コロナウイルス感染症の影響	関係機関
乳幼児期	歯みがき指導講座	乳幼児期の歯磨きの重要性を学び、楽しく上手に磨く方法を教わると同時に、保護者の悩みや疑問を解決する。(歯科衛生士による講話方式)	乳幼児とその保護者	1回(6月3日)	乳幼児3名　保護者3名		大宮区保健センター
	大宮歯科衛生士専門学校の生徒さんに	歯科衛生士養成専門学校の生徒による刷掃指導の実習	幼児と保護者	年1回(11月10日)中止	0名	新型コロナウィルス感染防止のため中止	大宮歯科衛生士専門学校
	歯科衛生士講話	歯科衛生士による保護者向け講話(こどもとママのおくちのケア)	未就園児とその保護者	1回(10月14日)(木)	乳幼児6名　保護者6名		大宮区保健センター
	刷掃指導実習	学生による紙芝居の読み聞かせを通して、幼児と保護者が歯磨きに興味をもつきっかけの場を提供する。専門学校教員の指導のもと、学生による歯磨き指導を口頭で行い、仕上げ磨きのポイントを保護者に伝える。	概ね1歳以上の幼児とその保護者	1回(11月11日)中止	0名	新型コロナウィルス感染防止のため中止	大宮歯科衛生士専門学校
	「ピカピカの乳歯を守るために」歯みがき講座	乳歯・永久歯についての知識を深め、正しい歯みがきの方法を知る。 (西区保健センター歯科衛生士による講話)	乳幼児とその保護者	1回(11月15日)中止	0名	新型コロナウィルス感染防止のため中止	西区保健センター
	歯科衛生士講話	歯科衛生士による保護者向け講話「虫歯予防について」	未就園児とその保護者	1回(6月11日)	乳幼児5名　保護者5名		見沼区保健センター
	歯みがき指導	歯科栄養士によるん乳幼児親子の歯みがき指導	乳幼児とその保護者	2回　9月21日(火)、10月/21日(木) 2回とも中止	0名	新型コロナウィルス感染防止のため中止	南区保健センター
	はみがき講座	歯科衛生士による講話と歯みがき指導	乳幼児とその保護者	年1回(11月4日)中止	0名	新型コロナウイルス感染防止のため中止	南区保健センター
	歯みがき指導	歯科衛生士による講話　個別指導	乳幼児・保護者	1回　(5月17日)	乳幼児3名　保護者3名		中央区保健センター
	歯みがき指導	歯科衛生士による乳幼児向け歯みがき指導	乳幼児・保護者	1回(6月3日)、2回目(1月19日)		新型コロナウィルス感染防止のため中止	中央区保健センター
	歯みがき指導	歯科衛生士による講話、個別相談	乳幼児・保護者	2回 (6月23日、3月16日)	6月:乳幼児5名　保護者5名 3月:乳幼児5名　保護者5名	歯ブラシを使っての歯みがき指導ではなく講話として実施	中央区保健センター
	歯科衛生士講話	歯科衛生士による講話、個別相談	幼児とその保護者	1回　10月6日(水)	幼児5名　保護者5名		桜区保健センター
	歯科衛生士講話	歯科衛生士による講話、個別相談	乳児とその保護者	1回　10月14日(木)	乳児6名　保護者6名		
学齢期							
成人期							
高齢期							
障害者等	コロナ禍におけるブラッシング方法について(研修)	歯科医師によるコロナ禍におけるブラッシング方法	職員	1回(11月17日)	職員1名		大宮歯科医師会
	歯科検診	歯科医師、歯科衛生士による検診	利用者	2回　7月20日、 11月17日	利用者　1回目12名　2回目12名	新型コロナウィルス感染拡大防止のためブラッシング指導は中止し検診のみ行った。	大宮歯科医師会
	歯科検診　ブラッシング指導	歯科医師による健診 歯科衛生士によるブラッシング指導	利用者	1回(12月23日)	利用者4名	新型コロナウィルス感染防止のため希望者のみ実施	浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	歯科健診　ブラッシング指導	歯科医師による健診、歯科衛生士によるブラッシング指導	利用者	1回(9月30日)	利用者19名	新型コロナウィルス感染防止のため希望者のみ実施	与野歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	歯科健診	歯科医師による健診	利用者	1回(9月2日)	利用者9名	新型コロナウィルス感染防止のため規模を縮小して実施	与野歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	歯科健診・ブラッシング指導	歯科医師による健診及び歯科衛生士によるブラッシング指導　(フッ素塗布は実施せず) ※事前に意向調査を行い、かかりつけ医がない・歯科受診が困難等ある希望者のみ実施とした。	園児・保護者	1回(7月1日)	利用者5名	新型コロナウィルス感染拡大のため希望者のみ実施	浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	歯科検診・ブラッシング指導	歯科医師による検診及び歯科衛生士によるブラッシング指導	園児・保護者	1回(10月28日)	14名	新型コロナウィルス感染拡大のため希望者のみ実施	浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	歯科検診・ブラッシング指導	歯科医師による健診 歯科衛生士によるブラッシング指導	通園、母子グループ	1回(9月9日)	22名		与野歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	フッ素説明会	フッ素について歯科医師から説明	通園児の保護者	1回　5月20日	19名	例年とおり行った。検温、換気は徹底した。	大宮歯科医師会
	歯科保健事業	歯科健診及びフッ素塗布の指導	通園児　33名	2回 6月10日(木)・12月9日木)	6月、29名　12月、19名	クラス毎、時間を決めて実施	大宮歯科医師会
	給食後の歯磨き	給食後の歯磨き指導及び仕上げ磨き	通園児　27名	嘱託医の指示により行っていないうがいのみ	通園児27名	嘱託医の指示により行っていない うがいのみ	大宮歯科医師会
啓発事業							

資料3

さいたま市歯科口腔保健推進計画目標指標一覧

数値目標の推移

†平成24年度、‡平成26年度のデータ（ベースライン）　※ヘルスプラン21（第2次）の目標値

基本方針	中目標	目標指標	対象	データベース	H25年度（ベースライン）	R5（目標値）	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	新型コロナウイルス感染症の影響	備考	担当課
歯科疾患の予防	健全な歯・口腔の育成（乳幼児期）	3歳児歯科健康診査でむし歯のない幼児の割合	3歳児	3歳児歯科健康診査	84.5%	90.0%※	84.2%	86.4%	87.1%	87.6%	88.5%	90.5%	90.8%	92.8%	特になし		地域保健支援課
		3歳児で2回以上のフッ化物塗布を受けている幼児の割合	3歳児	3歳児歯科健康診査	56.0%	増やす※	56.1%	57.7%	56.8%	57.9%	59.2%	60.6%	59.8%	57.8%	特になし		地域保健支援課
	口腔状態の向上（学齢期）	12歳児でむし歯のない生徒の割合	中学1年生	学校歯科健康診査	71.6%	80.0%	71.90%	76.10%	71.80%	76.90%	79.30%	80.65%	80.97%	82.15%	特になし		健康教育課
		【モニタリング】中学生・高校生における歯肉に炎症所見（歯周疾患）を有する生徒の割合	中学生 高校生	学校歯科健康診査	2.7%	—	2.90%	2.30%	3.20%	3.00%	2.60%	2.80%	3.10%	2.69%	特になし		健康教育課
		12歳児1人平均DMF歯数	中学1年生	学校歯科健康診査	0.66本	0.40本	0.68本	0.54本	0.59本	0.50本	0.44本	0.42本	0.44本	0.41本	特になし		健康教育課
		小学生・中学生・高校生における歯・口の負傷件数	小学生 中学生 高校生	スポーツ振興センターの申請件数	255件	200件	259件	259件	251件	307件	269件	258件	130件	162件	特になし		健康教育課
	歯周病と歯の喪失の予防健全な口腔状態の維持（成人期・妊娠期）	かかりつけ歯科医を持っている人の割合	20歳以上	H26市民意識調査（H28健康についての調査）	81.0%‡	81.0%	81.0%		69.7%					73.2%	特になし		健康増進課
		40歳代における進行した歯周炎（CPI3以上）を有する人の割合	40歳代	成人歯科健康診査	34.8%	減らす※	37.7%	36.6%	44.2%	43.4%	44.9%	40.8%	39.5%	40.8%	特になし		地域保健支援課
		40歳の未処置歯を有する人の割合	40歳	成人歯科健康診査	40.6%	35.0%	37.7%	40.5%	32.8%	33.4%	33.0%	37.4%	34.6%	32.8%	特になし		地域保健支援課
		【モニタリング】	40歳男性	成人歯科健康診査	55.7%	—	46.3%	44.2%	33.1%	37.2%	45.0%	45.3%	34.4%	41.5%	特になし		地域保健支援課
			40歳女性	成人歯科健康診査	35.9%	—	34.7%	39.2%	32.6%	32.0%	29.1%	34.5%	34.7%	29.1%	特になし		地域保健支援課
		歯間清掃用具を使用する人の割合	40歳	成人歯科健康診査	63.2%	70.0%	61.9%	67.1%	61.8%	66.0%	65.5%	68.6%	68.6%	69.2%	特になし		地域保健支援課
			40歳代男性	健康についての調査	31.1%†	40.0%			38.8%					36.2%	特になし		健康増進課
			50歳代男性		36.5%†				30.1%					34.3%	特になし		健康増進課
			40歳代女性		50.4%†	60.0%			52.8%					54.8%	特になし		健康増進課
			50歳代女性		55.3%†				57.8%					68.8%	特になし		健康増進課
		定期的に歯石を取ってもらっている人の割合	40歳代男性	健康についての調査	15.1%	30.0%			23.1%					31.4%	特になし		健康増進課
			50歳代男性		25.2%†				29.4%					30.8%	特になし		健康増進課
			40歳代女性		39.3%†	50.0%			40.0%					40.4%	特になし		健康増進課
			50歳代女性		42.2%†				36.4%					51.0%	特になし		健康増進課

†平成24年度、‡平成26年度のデータ（ベースライン）　※ヘルスプラン21（第2次）の目標値

基本方針	中目標	目標指標	対象	データベース	H25年度（ベースライン）	R5（目標値）	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	新型コロナウイルス感染症の影響	備考	担当課
歯科疾患の予防	歯周病と歯の喪失の予防 健全な口腔状態の維持 （成人期・妊娠期）	40歳代で喪失歯のない人の割合	40歳代	成人歯科健康診査	81.7%	増やす※	82.2%	83.1%	84.8%	85.7%	86.3%	89.4%	87.2%	88.3%	特になし		地域保健支援課
		過去1年間に歯科健康診査を受診した人の割合	20歳以上	健康についての調査	23.6%†	55.0%※			28.0%					35.1%	特になし		健康増進課
		歯科検診を行っている事業所の割合	事業所	事業所調査	19.5%	増やす				19.5%				13.8%	新型コロナウィルス感染症を考慮し、事業所ごとに実施の判断をしている等の意見あり		健康増進課
		事業所の歯科検診実施者数（労働安全衛生法第66条第3項の規定による	さいたま労働基準監督署内	規模別業種別定期健康診断結果実施状況報告	1,126人	増やす	1,181人	2,035人	754人	1,190人	1,126人	1,341人	1,348人	1,786人	特になし		健康増進課
歯科疾患の予防	歯の喪失の防止 （高齢期）	60歳代における進行した歯周炎（CPI3以上）を有する人の割合	60歳代	成人歯科健康診査	49.8%	減らす※	49.6%	48.4%	55.5%	54.7%	50.6%	45.8%	48.6%	49.7%	特になし		地域保健支援課
		60歳の未処置を有する人の割合	60歳	成人歯科健康診査	25.3%	15.0%	30.4%	24.5%	23.7%	18.1%	19.9%	23.0%	22.9%	26.9%	特になし		地域保健支援課
		【モニタリング】	60歳男性		29.0%	—	36.2%	21.5%	22.9%	12.5%	32.6%	23.5%	23.1%	28.6%	特になし		地域保健支援課
			60歳女性		23.5%	—	27.7%	26.0%	24.0%	20.7%	14.8%	22.8%	22.8%	26.1%	特になし		地域保健支援課
		歯間清掃用具を使用する人の割足	60歳	成人歯科健康診査	75.2%	80.0%	72.3%	73.5%	75.7%	76.8%	75.5%	78.4%	77.1%	71.2%	特になし		地域保健支援課
		60歳代で24歯以上自分の歯を有する人の割合	60歳代	成人歯科健康診査	76.6%	増やす※	77.5%	78.8%	79.5%	81.1%	83.0%	84.4%	84.9%	85.4%	特になし		地域保健支援課
		80歳代で20歯以上自分の歯を有する人の割合	80歳代	成人歯科健康診査	60.9%	増やす※	61.5%	65.9%	64.0%	68.0%	71.5%	73.5%	72.0%	70.4%	特になし		地域保健支援課
生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上	口腔機能の獲得 （乳幼児期及び学齢期）	3歳児で不正咬合等が認められる幼児の割合	3歳児	3歳児歯科健康診査	12.6%	10.0%	13.1%	13.3%	13.8%	13.0%	12.3%	14.1%	13.9%	15.4%	特になし		地域保健支援課
		噛みごたえのある食べ物（肉・野菜など）を食べている幼児の割合	3歳児	3歳児歯科健康診査（問診項目）	91.4%	増やす	91.9%	92.8%	92.9%	92.8%	92.4%	92.8%	93.0%	92.1%	特になし		地域保健支援課
	口腔機能の維持・向上 （成人期及び高齢期）	60歳代における咀嚼良好者の割合	60歳代	健康についての調査	69.8%†	80.0%※			69.6%					65.3%	特になし		健康増進課
		口腔機能の維持・向上の普及啓発事業	65歳以上	一般介護予防事業 健口教室の参加者数		—					343人	328人	94人	115人	コース数(2→1コース)を縮小、参加人数を制限し、感染予防対策を講じた上で実施	モニタリングをして動向確認	いきいき長寿推進課
定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健	定期的な歯科検診・歯科医療の推進 （障害者(児)）	障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施数	施設	障害支援課歯科検診実施状況調査	28施設	89施設	29施設	39施設	26施設	25施設	31施設	40施設	33施設	36施設	有（年に1回の実施を予定していたが、歯科医師の来所が困難になったため、実施出来なかった等）		障害支援課
	定期的な歯科検診・歯科医療の推進 （要介護高齢者）	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施数	施設	介護保険課歯科検診実施状況調査	39施設	75施設	39施設	32施設	43施設	51施設	63施設	53施設	63施設	65施設	特になし		介護保険課
		口腔機能向上教室の充実	要支援対象者	いきいき長寿推進課歯科検診実施状況調査	317人	—	289人	218人	192人	29年度で終了	—	—	—	—	—	平成29年度から一般介護予防事業として新たに健口教室を開催	いきいき長寿推進課
歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	歯科口腔保健の推進体制の整備	災害時の対応マニュアルの作成	—	—	未作成	（作成済）		情報伝達経路の確認			作成	—	—	修正	—		
		口腔保健支援センターの設置	—	—	未設置	（設置済）						設置	—	—	—		

資料4

令和３年度口腔ケア研修会について

1　目的　さいたま市指定障害者（児）施設職員・市内介護保険サービス事業所職員向けに研修を実施し、職員の口腔ケアのスキルアップ及び意識の向上を図り、事業所内での口腔ケアの推進と定着を図る。

2　開催方法　（1）動画の配信による研修会とする。
（2）周知については、市内施設へメールにて開催通知を送付する。
（3）研修会（動画視聴）後はアンケート実施し、評価を行う。

3　開催　令和4年3月28日～4月18日

4　対象　（1）さいたま市指定障害者（児）施設職員
（2）市内介護保険サービス事業所職員

5　内容　（1）障害者（児）に対する口腔ケア研修会
「障害者(児)への口腔ケアの基礎について」
講師　さいたま市歯科医師会　矢尾　喜三郎　先生

「障害がある方への口腔ケアの実践」
「楽しくできるお口の体操と遊び」
講師　公益社団法人埼玉県歯科衛生士会

（2）要介護高齢者に対する口腔ケア研修会
「高齢者の口腔ケアについて」
講師　さいたま市歯科医師会　西山　真悟　先生

「要介護高齢者に対する口腔ケアの実践」
「毎日できるお口の体操」
講師　公益社団法人埼玉県歯科衛生士会

障害者（児）に対する口腔ケア研修会　　R4年３月28日～4月18日まで

〇案内送付状況　495施設

〇ホームページ閲覧状況　98件(3月69件、4月29件)

〇アンケート回答状況　８件

1.動画視聴回数について

①「障害者（児）への口腔ケアの基礎」

〇動画視聴回数 54回(合計)

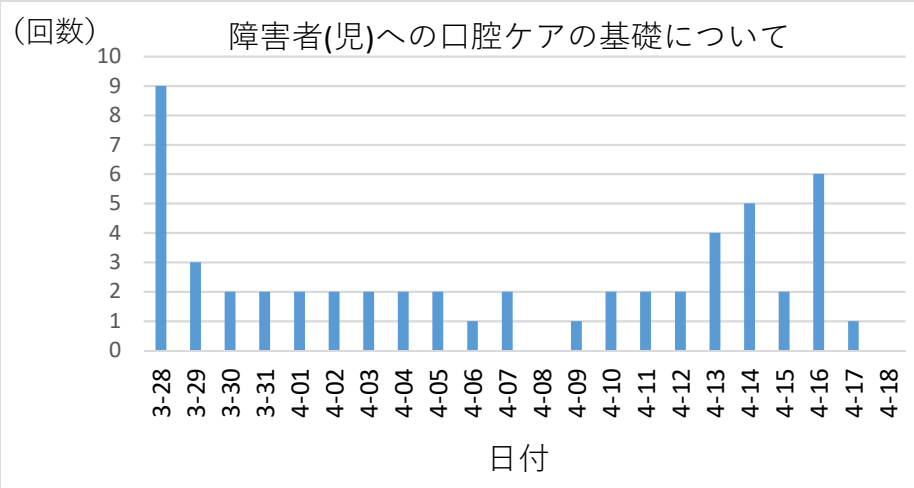

②「障害がある方への口腔ケアの実践」

〇動画視聴回数 48回（合計）

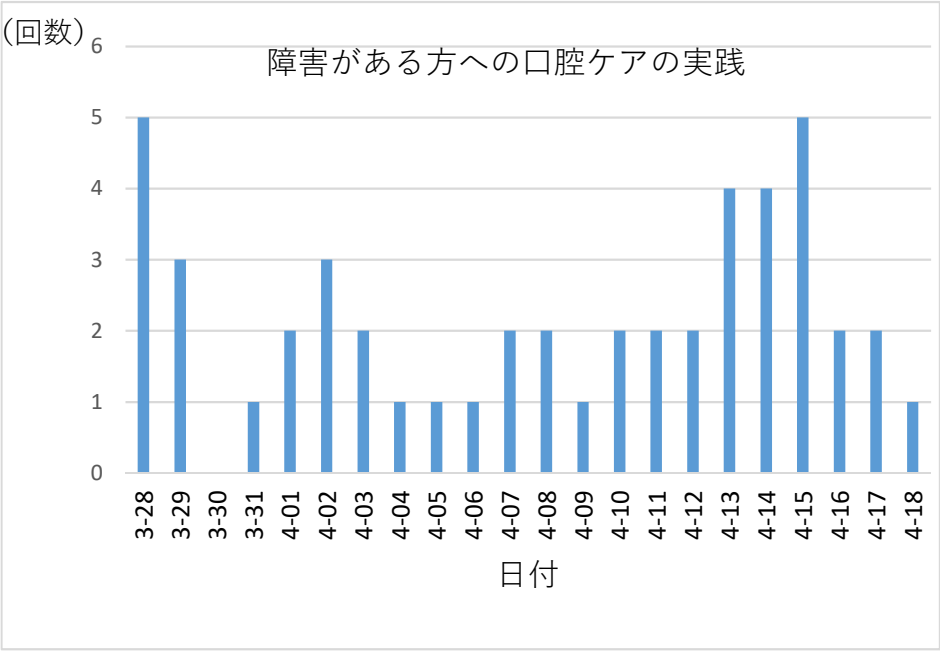

③「お子さんと楽しくできるお口の体操と遊び」

〇動画視聴回数 43回（合計）

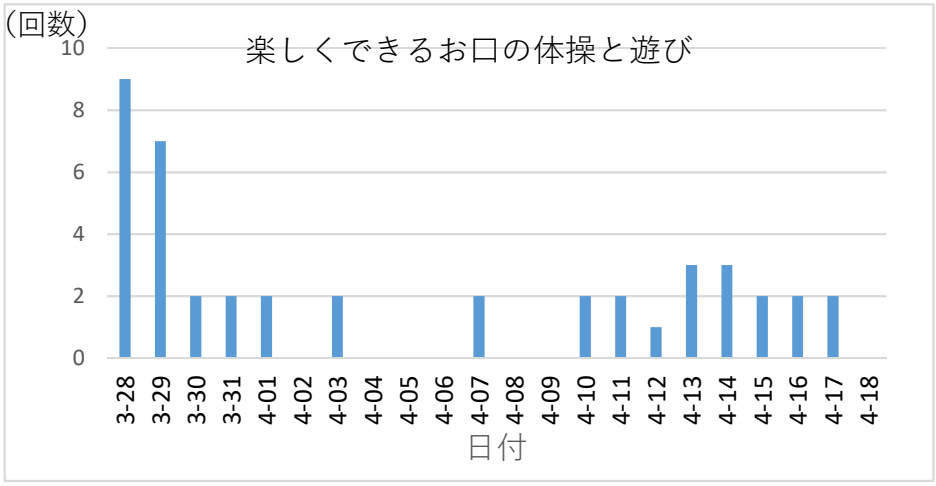

2.アンケート結果（概略）

・アンケート回収率が8件と低かったため、今回の動画研修会の効果を分析するのは困難ではありますが、施設利用者の口腔ケア実施状況については、「ほとんど実施していない」（5件）が多く、その実施していない理由については、「職員の口腔ケアの認識が不足しているため」、「自身で管理ができる方が殆どであるため」、「利用者が嫌がる」、「時間的余裕がないため」などの回答がありました。

・動画についての研修は「わかった」（8件）、「参考になった」（6件）などの意見が多くありました。

・開催方法（動画視聴）に関しては、「会場（集合）での開催」よりも「よかった」（8件）とする回答を多くいただきました。

3.アンケート結果から：今回の動画以外に知りたいこと（原文のまま）

・もう少し話すスピードが早い方が良い。（少しゆっくりすぎる）

・知的障害や行動障害のある障害者に対する口腔ケアについて、具体的なお話があるとよかったです。施設として歯医者さんにきていただき、個別ケースについて相談しながら研修をお願いしようかとは思っています。

４.考察

･495施設の障害者（児）施設に研修開催案内を送付し、ホームページ閲覧回数は98件、動画視聴回数はテーマ別にそれぞれ43～54回となり、過去の集合研修（平成30年障害者研修会参加者18人、令和元年障害者研修会参加者26人）と比較して多くの施設職員に研修を行うことが可能となりました。ホームページ閲覧数と動画の再生回数の差については、YouTubeの再生回数のカウントの仕組みが非公開であるため不明となります。

施設利用者の口腔ケア実施状況については、「ほとんど実施していない」が多く、その実施していない理由が、「職員の口腔ケアの認識が不足しているため」などの意見もあり、今回の動画研修により口腔ケアの基礎知識、実技の見直しや確認ができ有意義となったのではないかと考えます。さらに、「自身で管理ができる方が殆どであるため口腔ケアをあまり実践していない」という意見も少数あり、自立した障害者に関しては職員はあまり関与していない可能性も考えられました。

「動画視聴後、動画の内容を施設で実践してみるか」の問いについては、「実践してみようと思う」、「実践してみようと思わない」の回答が半々という結果でした。実践してみようと思わない回答が半分という結果の背景としては、障害の種類により、自身で歯みがきをする人や介助なしでは口腔ケアもままならない人など状況が多岐にわたり職員がどこまで関わることができるのかなどがあると思われます。このため職員の介入について踏みとどまっていることも原因と考えられるため、今後は、障害の種類や程度などに応じた口腔ケアのあり方等の情報提供を検討します。今回の動画視聴による開催方法は高評価でしたが、一方、対面での研修会は、各施設の状況に即したきめ細やかな対応ができるメリットもあります。

現在の新型コロナウイルスの現状と対象が施設職員であることを踏まえ、今年度も同様の研修方法を検討します。

要介護高齢者に対する口腔ケア研修会　　R4年3月～4月18日まで

○案内送付状況　101施設(市内の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設)

○閲覧状況　281件（3月120件、4月161件）

○アンケート返答件数　９件

１.動画視聴回数について

①「高齢者の口腔ケア」の動画について

○動画視聴回数　90回(合計)

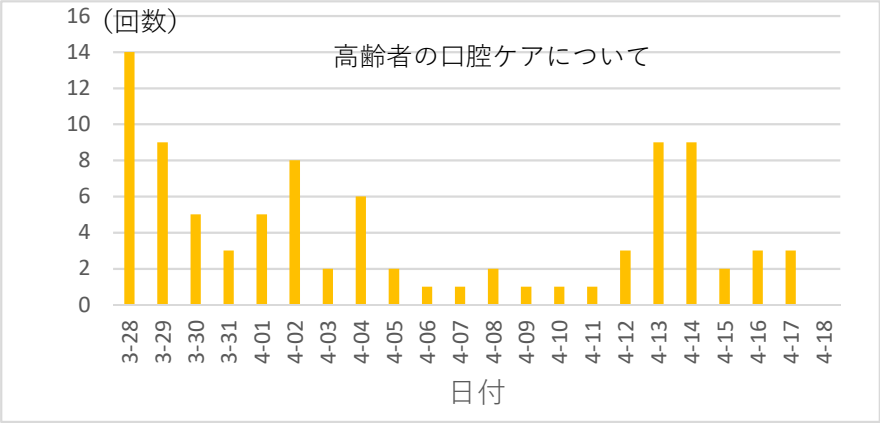

②「要介護高齢者に対する口腔ケアの実践」の動画について

○動画視聴回数　106回（合計）

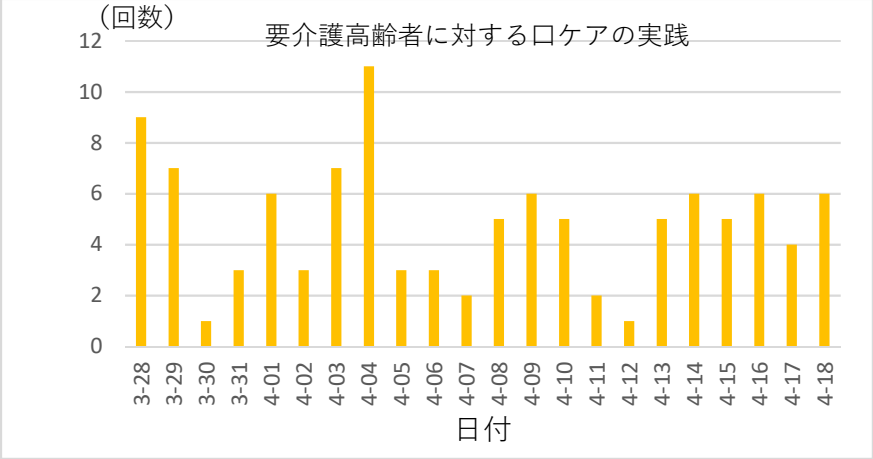

③「毎日できる健口体操」の動画について

○動画視聴回数　54回（合計）

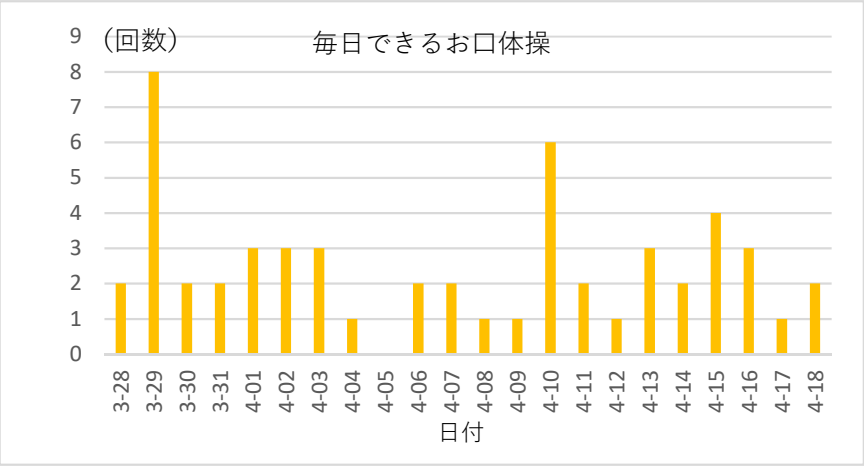

２.アンケート結果（概略）

・回答をいただいた高齢者福祉施設における口腔ケア実施状況は、「十分とはいえないがかなり実施している」（8件）の回答が多く、概ね実施されているようで、実施状況についての意見は

◎私たちの施設では、ご利用者様の状態に合わせてある程度は口腔ケアが実施されていると思います。

◎訪問歯科に多く来苑してくださっており、ある程度できています。

◎常勤歯科衛生士がいるので、口腔ケアは行えている。

等がありました。

・動画の内容についても「大変参考になった」（5件）、「参考になった」（4件）との意見があり、「動画視聴後、動画の内容を施設で今後実践してみようと思うか」の問いに関しては、「思う」（1件）「まあまあ思う」（8件）という結果となりました。

・開催方法（動画視聴）に関しては、会場（集合）よりも「よかった」（8件）とする回答を多くいただきました。

３.考察

アンケート返信率は非常に低い結果となりましたが、101施設に動画研修案内を送付し、ホームページ閲覧回数は281件、動画視聴回数は100回を超えているものもあり、多くの職員が研修（視聴）を行ったと考えられます。過去の集合研修における参加者は、平成30年ではA日程41人、B日程30人であり、令和元年は新型コロナウイルス感染症蔓延のため、中止となりましたが、それと比較しても、多くの施設に研修を行うことができました。一定期間、対象者の都合の良い時間帯に研修を受講できるオンデマンド配信は、多忙な施設職員にも参加しやすい事も参加要因と考えられます。高齢者福祉施設における口腔ケア状況は訪問歯科などを利用し概ね行われているようですが、今回の動画による研修会は「参考になった」などの意見を多く頂き、日々の口腔ケア実践の見直しや確認につながったのではないかと思います。また、「施設で、この口腔ケア研修会動画を見るように周知しているか」の問いについては、「周知しない」との意見も少数あり、施設内で情報を共有して欲しいところです。さらに、「動画視聴後、動画の内容を施設で実践してみようと思うか」の問いについては、「実践したいと思う」、「まあまあ思う」という意見も多くあったため、動画研修を視聴した職員は、施設で実践し、ぜひ他の職員にも広めて欲しいと考えます。

市の歯科口腔保健推進計画「介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施数」の目標値を75施設に掲げていますが、令和3年の実績値では、この目標値に届いていないため、口腔保健の意識の向上が課題です。

今後もより多くの施設で口腔ケアを実施してもらうため、現在の新型コロナウイルスの現状や施設職員を対象としていることを鑑みて今年度も同様の研修方法を検討します。動画視聴による口腔ケア研修会では、より多くの職員に研修が可能ですが、動画視聴後のアンケート回収率は集合研修と比較すると、より困難であるため、アンケート調査方法についても検討します。

（仮称）さいたま市健康づくり計画　策定スケジュール

参考資料１

令和４年７月 28 日時点

時期		さいたま市	国				
			健康		食育	歯科	
令和４年度	4 月 26 日	第１回健康づくり推進会議	健康日本２１（第二次）（平成２５年度～令和５年度）		第４次食育推進基本計画（令和３年度～令和７年度）	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（平成２５年度～令和５年度）	
	7 月	第１回健康づくり・食育推進協議会 **第１回歯科口腔保健審議会**					
	夏頃	データ・情報収集		最終評価報告			最終評価報告
	～11 月						
	12 月	第２回健康づくり推進会議					
	1 月	第２回健康づくり・食育推進協議会 **第２回歯科口腔保健審議会** ※骨子案概要提示					
	2～3 月	骨子案作成					
令和５年度	4 月	健康づくり・食育推進協議会委員改選 第１回健康づくり推進会議		次期プラン公表			次期基本的事項公表
	5 月	第１回健康づくり・食育推進協議会 **第１回歯科口腔保健審議会** ※骨子案審議					
	6～7 月	素案作成 **歯科口腔保健審議会委員改選（７月）**					
	8 月	第２回健康づくり推進会議 第２回健康づくり・食育推進協議会 **第２回歯科口腔保健審議会** ※素案審議					
	9 月	素案完成					
	12 月	議会審議、パブリック・コメント実施					
	1 月	第３回健康づくり推進会議 第３回健康づくり・食育推進協議会 **第３回歯科口腔保健審議会** ※計画（案）報告					
	2 月	議会報告					
	3 月	健康づくり計画確定					